

令和8年度 市民相談日程表(予定)

相談名	相談内容	相談員	場所 方法	西区役所	北区役所	大宮区役所	見沼区役所	中央区役所	桜区役所	浦和区役所	南区役所	緑区役所	岩槻区役所	
				くらし応援室 Tel 620-2626 Fax 620-2762	くらし応援室 Tel 669-6026 Fax 669-6162	くらし応援室 Tel 646-3026 Fax 646-3162	くらし応援室 Tel 681-6026 Fax 681-6162	くらし応援室 Tel 840-6026 Fax 840-6162	くらし応援室 Tel 856-6136 Fax 856-6273	くらし応援室 Tel 829-6049 Fax 829-6231	くらし応援室 Tel 844-7136 Fax 844-7270	くらし応援室 Tel 712-1137 Fax 712-1272	くらし応援室 Tel 790-0128 Fax 790-0262	
法律相談(民事一般)	民事問題全般 ※刑事事件を除く	弁護士	予約制 面談・電話での相談	第1・3火曜 第2・4金曜 13:00~17:00	第1木曜、第2水曜 第3金曜、第4水曜 13:00~17:00	第1木曜、第2火曜 第2金曜、第3木曜 第4水曜 13:00~17:00	第1・3木曜 第2・4金曜 7~12月の第3火曜 13:00~17:00	第1・3火曜 第2・4木曜 13:00~17:00	第1・3金曜 第2・4水曜 13:00~17:00	第1火曜、第2木曜 第3月曜、第4木曜 6~11月の第4月曜 13:00~17:00	第1水曜、第2月曜 第3水曜、第4火曜 偶数月の第3月曜 13:00~17:00	第1月曜、第2火曜 第3金曜、第4火曜 13:00~17:00	第1・3水曜 第2・4月曜 奇数月の第4金曜 13:00~17:00	
法律相談(多重債務)	クレジット・サラ金・銀行ローンの 債務に関する相談	弁護士			第1火曜 13:00~17:00	第2月曜 13:00~17:00						第3木曜 13:00~17:00		
税理士の相続税・贈与税相談(★) 〔関東信越税理士会〕	相続税・贈与税	税理士				第3火曜 13:30~16:30			偶数月の第2月曜 13:30~16:30			第2金曜 13:30~16:30		
借地・借家相談	借地・借家に関する相談	専門相談員 (司法書士)				第1・3水曜 13:30~16:30								
司法書士の 登記・法律相談(★) 〔埼玉司法書士会〕	登記、成年後見書類作成、簡 易裁判所の調停・和解、クレ ジット、サラ金※法律相談は認定司 法書士・140万円以内の紛争に限る	司法書士			第3水曜 13:30~16:30	第2月曜 13:30~16:30	第3金曜 13:30~16:30	第2水曜 13:30~16:30	第4水曜 13:30~16:30	第2木曜 13:30~16:30	第3火曜 13:30~16:30	第1木曜 13:30~16:30	第3木曜 13:30~16:30	第2火曜 13:30~16:30
土地家屋調査士の 登記相談(★) 〔埼玉土地家屋調査士会〕	境界調査、測量、分・合筆新 築・増築・取壊しに関する登記	土地家屋調査士					第4木曜 13:30~16:30		第4水曜 13:30~16:30		第2金曜 13:30~16:30			第2火曜 13:30~16:30
行政書士の相続遺言・ 内容証明相談(★) 〔埼玉県行政書士会〕	内容証明・遺言書等 法的権利義務書類作成・ 成年後見制度等(任意後見) に関わる事項	行政書士				第4木曜 13:30~16:30	第4火曜 13:30~16:30		第3金曜 13:30~16:30			第2火曜 13:30~16:30	第1木曜 13:30~16:30	第4水曜 13:30~16:30
社会保険労務士の 年金・保険・労務相談(★) 〔埼玉県社会保険労務士会〕	老齢・障害・遺族年金、 健康・雇用・労災保険、 解雇・賃金未払い等	社会保険労務士				第2金曜 13:30~16:30				奇数月の第1火曜 13:30~16:30	奇数月の第1月曜 13:30~16:30	第4月曜 13:30~16:30	奇数月の第2水曜 13:30~16:30	
外国人生活相談 (Consultation Services for Foreign Residents)	外国人の日常生活に 関する相談 直通 Tel 646-3097	専門相談員					月~木曜 9:00~12:00	月曜:英語・タガログ語 火曜:韓国・朝鮮語 水曜:英語・ベトナム語 木曜:中国語						
行政相談(★) 〔さいたま行政相談委員連絡協議会〕	行政などへの苦情や意見、 要望等	行政相談委員		先着順 面談での			第2金曜 9:00~12:00		第3木曜 13:30~16:30		第2水曜 13:30~16:30			第3火曜 9:00~12:00

●注意事項

●各種相談に関する問合せ

※予約制の相談受付は、相談日の40日前から7開庁日前までです。直前の場合、各区役所くらし応援室へお問い合わせください。各区役所くらし応援室又は市民生活安全課(Tel 829-1214 Fax 829-1969)へ。(月~金曜日 8:30~17:15)

※相談員の資格の範囲外のご相談にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

※予約制以外の相談受付は、終了時間の30分前までです。

※市外の方、法人、係争中又は調停中の相談は受けられません。

※予約制の相談は、種別毎に1人年度1回に限りです。

※★印の相談は、さいたま市から補助金を交付し、各団体において実施しています。

※日時は変更になる場合があります。また、祝・休日と重なった場合は、前後の週に実施するか、相談を休止することがあります。

※令和8年度市民相談事業については、市議会2月定例会での議決後に実施を確定します。

詳しくは、市報さいたまの無料相談のご案内ページをご覧ください。

西 区:Tel 620-2626 北 区:Tel 669-6026 大宮区:Tel 646-3026 見沼区:Tel 681-6026 中央区:Tel 840-6026

桜 区:Tel 856-6136 浦和区:Tel 829-6049 南 区:Tel 844-7136 緑 区:Tel 712-1137 岩槻区:Tel 790-0128

